

原材料価格高騰 対策 支援事業

対象者：県内中小企業者等

(※主な対象者要件については、裏面を御参照ください。)

【支援内容】

専門家派遣

中小企業者等に専門家(中小企業診断士)を派遣し、原材料価格高騰に対応するための助言を行います。

※補助金を申請しない事業者でも利用可能です。

※原材料の転換・使用量削減以外の原材料価格高騰対策(業務効率化による生産性の向上等)に関しても、補助金とは異なり、利用可能です。

補助金

原材料の転換・使用量削減(歩留まり向上・不良率低下を含む)に関する設備投資や製品開発等に要する経費の一部を補助します。

※補助を受けるためには県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成する「支援カルテ」に基づく申請書の提出が必要です。

【公募期間・実施期間】

対象件数 **100件**

専門家派遣の利用申請期間(先着順)

令和6年 **1月22日(月)～3月29日(金)**

専門家の派遣期間 **無料**(2回まで)

令和6年 **1月24日(水)～5月31日(金)**

対象件数 **100件** 程度を想定

予算額(5億円)の範囲内で

補助金の申請期間 審査の上、交付決定

令和6年 **2月1日(木)～3月29日(金)**

補助金の補助事業期間

補助金交付決定日～令和7年 **2月28日(金)**

補助金の交付決定日:令和6年4月末頃

【補助対象経費】

原材料の転換や使用量削減に関し、県が派遣する専門家又は認定経営革新等支援機関が作成した「支援カルテ」に基づき実施する設備投資、製品開発、販売促進を行う際にかかる経費

○補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手(契約、発注を含む)するようにしてください。また、支払いが令和7年2月28日までに完了した経費が対象となります。

○補助を受けようとする経費について、他の補助金との併用はできません。

○同一の事業所においては、本補助金と「令和5年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金(緊急対策枠)」又は「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業費補助金(令和5年度補正予算事業分)」の両方を受給することはできません。

【補助率・補助額】 補助率：補助対象経費の2分の1

補助額：下限 **25万円**～上限 **750万円**

【必要書類】

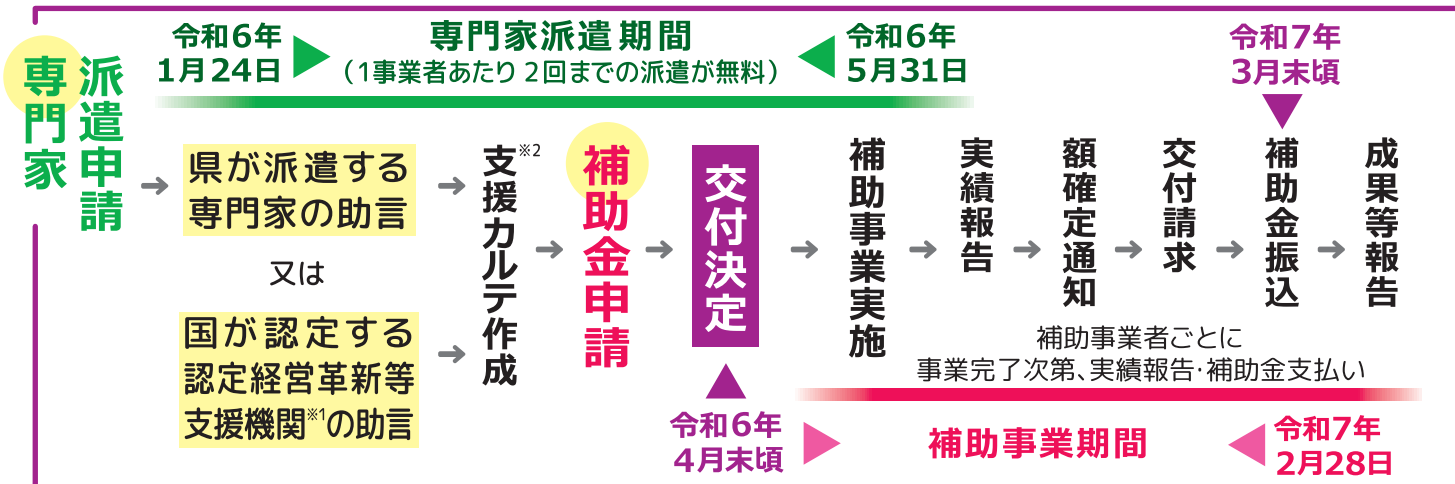
埼玉県の「第2回 原材料価格高騰対策支援事業」のサイトから、ダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/kakaku-koutou-taisaku-dainikai.html>



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」

【支援事業全体の流れ】



※1『認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関という。）』とは

認定支援機関については、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診断士などが国から認定されています。国のホームページから認定支援機関の検索が可能です。（参照：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>）

※2『支援カルテ』とは

県が派遣する専門家又は認定支援機関が、助言内容等を記載するもの（指定様式、県ホームページからダウンロードが可能です）。補助金の申請者は、この支援カルテを踏まえた上で、申請書類を作成し、補助金の申請を行います。

【補助対象事業・採択事例】

種類	業種	採択事例	補助対象経費
原材料の 転換	製造業 (衣料品、その他のプリント)	印刷用プレス機導入による安価なインクへの 転換	印刷用プレス機
	飲食サービス業(飲食店)	真空凍結乾燥機の導入によるフリーズドライ 原材料への転換(長期保存食品化・廃棄率の低下)	真空凍結乾燥機 (フリーズドライ装置)
原材料の 使用量削減	製造業・小売業(米菓)	揚げ油長寿命化機能を持つフライヤーの 導入による油の使用量削減	フライヤー
	製造業(金属製品塗装)	粉体塗装機の導入による塗料の使用量削減	粉体塗装機ほか
	製造業(金属製品)	ハンディファイバーレーザー溶接機の導入 による原材料の使用量削減	ハンディファイバー レーザー溶接機
歩留まり向上・ 不良率低下	建設業(内装工事)	最新式のパネルソー導入による不良率低下	木工加工機パネルソー
	製造業(金属製品)	新規の金属切断機の導入による歩留まり向上	アルミ用全自動切断機
	製造業(金属加工)	複合加工機(NC旋盤+マシニングセンタ)の 導入による歩留まり向上	複合加工機ほか

※その他の採択事例については、県ホームページを御参照ください。

【主な対象者要件】(その他の要件については、県ホームページを御参照ください。)

- ①中小企業者等で、県内に登記簿上の本店を有する者及び主たる事業所を有する者(個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者)であること
- ②県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

■お申込み・お問合せ先

原材料価格高騰対策 支援事業 事務局 (一般社団法人埼玉県中小企業診断協会)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-21 三協ビル5F

TEL:048-762-3040 (平日9時~17時) / FAX:048-762-3501

Mail: genzaikakaku@sai-smeca.org

■埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当

TEL:048-830-3903

公募要領等をよく御確認の上、申請をお願いします。

この事業は埼玉県の委託により
一般社団法人埼玉県中小企業診断協会が運営しています。

SAITAMA
SMECA

令和6年1月